

“農地・水・環境保全” 水土里のネットワーク通信

第118号

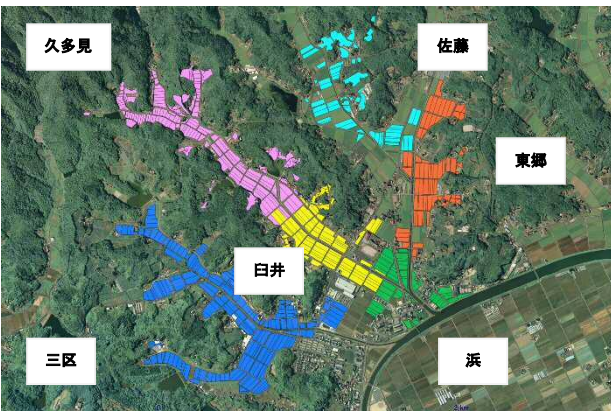
2018. 10. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

「平成30年度事務実務研修会」開催

平成30年度事務実務研修会を8月10日(邑南会場)、8月20日(雲南会場)で開催しました。

今年度、県内活動組織の約6割が本交付金の活動期間が終了するなかで、次期対策への継続が事務の担い手不足により難しいと考えられている組織も多く、その課題解決の一つの方法として、「活動組織の広域化」について研修会を行いました。

研修会では、県から「広域活動組織化について」として広域化のメリット、デメリットの説明があり、次に「広域活動組織の運営事例紹介」として、広域組織で運営や事務をされている二名の方に、ディスカッション形式で事務処理の工夫点や苦労されていることなどを聞かせていただきました。最後に、平成29年度に既存の6組織を一つの広域組織として統合された組織の事務局の方から、「広域活動組織の設立について」として広域化された経緯や組織の運営方法等を紹介していただきました。



統合

久多美はやさめ会

既存の6活動組織が合併した広域活動組織

- ・農地維持・共同については、旧活動組織へ面積に応じて予算配分
- ・活動は、旧活動組織単位に従来どおりの活動を引き続き実施
- ・長寿命化については、予算を一本化して全体で取り組む。(実施計画については運営員会で決定)
- ・事務局がまとめて実績報告書等を作成・提出

今回の研修会を機に「事務の簡素化・効率化」を図るため、周りの既存組織との合併・広域化をご検討いただき、次期対策にも引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

参加された活動組織の皆さん、お疲れ様でした。

(研修会の資料は協議会のホームページでご覧いただけます。)

今後の活動に活かせるように

下出来洲KHC(出雲市) 会長 渡部和徳

ルーラル・ミーティング in しまねが「農村の経済成長・地域活性の仕組みづくり」をテーマに平成30年7月12日と13日の2日間、益田市で開催されました。

第1日目は、島根県芸術文化センターグラントワ小ホールで行われ
農林水産省農村振興局・・・「中山間地域の振興について」
持続可能な地域社会総合研究所・・・「農村に人と仕事を取り戻す」
邑智郡美郷町・・・「地域おこし」
株式会社キヌヤ・・・「商業を通じて地域社会に奉仕しよう」
益田市二条地区・・・「定住の取り組みと有害鳥獣対策」

これらの講演、報告がありました。いずれも興味の湧く濃い内容のものばかりでした。

終了後、市民学習センターに移動し意見交換会が行われ、キヌヤ提供の料理が並べられました。和気あいあいの雰囲気の中で他の組織や役所の担当の方々と意見交換し、それぞれの活動内容や苦労話など、今後の我々の活動の参考になる話を聞くことができ、有意義な時間を過ごすことができました。

第2日目は、活動報告を発表された益田市二条地区の現地研修があり、取組内容や施設の説明を受けました。二条地区は人口五百数十人の地域ですが、高齢化と人口減少に直面し、「二条里づくりの会」を設立され、会長・副会長を先頭に「なりわい部会」、「ひと部会」、「くらし部会」の3部会によって、次世代を育成する事業、住民を増やす事業、高齢者にやさしい事業、新たな産業を興す事業、安全・安心な暮らし事業、里山の環境を活かす事業等の活動計画のもと、地域活性化のため住民全員で懸命に取り組まれている実態を詳しく説明されました。とても他人事とは思えない切実な問題だと感じました。

2日間を通じて学んだことを、少しでも今後の活動に活かせるように頑張る気持ちになり帰路につきました。



「サル囲い檻」の現地



空き家を利用した集会所

「機能診断・補修技術等研修会」を開催します。



島根県の職員を講師に、水路補修の事例紹介等について下記のとおり開催します。

■東部会場 平成30年12月10日(月) 13:30~16:00
定員 200名(原則1組織2名まで)
島根県松江合同庁舎2階講堂(松江市東津田町1741-1)

■西部会場 平成30年12月11日(火) 13:30~16:00
定員 70名(原則1組織2名まで)
島根県浜田松江合同庁舎 2階大会議室(浜田市片庭町254)



ようこそ相談室へ



保険の加入について

Q 活動中にケガをされた参加者にお見舞いをしようと思いますが、交付金が使えますか。

A 交付金からお見舞い金を支出することはできません。

活動中のケガや事故が多発しています。活動組織ではあらかじめ保険に加入していただくようお願いいたします。保険に加入する場合の費用は交付金から支出できます。

Q 多面的機能支払交付金向けの保険がありますか。

A JA共済に多面的機能支払交付金向けの環境保全プラン(イベント共済)があります。

1年間の活動をまとめて契約し保障されるので、活動毎に契約する必要はありません。また、活動日や参加人数に追加や変更があっても契約期間の途中でのJAへの通知は不要です。

Q 契約期間は4月1日~3月31日の1年間ですか？

A いいえ、年度途中からの契約も可能です。1年が経過した時点で精算(参加者総数が計画より多くなった場合は掛金の追加、少なくなった場合は返金)します。精算金もその時点で交付金通帳から入出金してください。(但し、活動最終年度は注意が必要です。)

Q 契約に必要な書類を教えてください。

A JAの手続きでは契約時には、契約申込書、規約、名簿、年間活動計画書などの提出が必要です。

Q 名簿は活動参加者全員の氏名を記入するのですか？

A JAの手続きでは名簿は参加同意書で代替できます。参加同意書に記載のない御家族がケガをされた場合でも共済金は支払われます。

詳しいことは、最寄りのJAへお尋ねください。



活動組織の皆さんへ

活動記録・金銭出納簿を一緒に入力してみませんか

年度半ばになりました。上半期の活動や支出の整理を私たちと一緒にしませんか？活動されたメモや領収書を見ながら一緒に、活動記録や金銭出納簿を入力していきましょう。（年度途中で一度整理しておく、足りない活動もわかります。）

今年初めて事務を担当される方はもちろんですが、毎年報告書作成に苦労されている方も是非ご連絡ください。 連絡先 0852-32-4141 深田まで



★10月・11月の予定★

10月10日(水)	中国四国農政局抽出検査(雲南市)	10月11日(木)	中国四国農政局抽出検査(奥出雲町)
10月24日(水)	中国四国農政局抽出検査(大田市)	10月25日(木)	中国四国農政局抽出検査(美郷町)
11月8日(木)	中国四国農政局抽出検査(松江市)	11月9日(金)	中国四国農政局抽出検査(安来市)

ちょっと一息
おたよりコーナー



“秋をつげる彼岸花”

協議会事務局

古曾志上組保全会(松江市)では、以前から集落内で生育していた「彼岸花」を植栽、育成されています。

彼岸花が咲き始めると、「秋がきたなあ〜」と感じます。

この彼岸花も、集落の皆さんの定期的な草刈りなどの維持管理により、つくり守られている大切な風景です。



活動事例募集中!

あなたの組織の活動をネットワーク通信で紹介してみませんか。組織の紹介でも構いません。

「原稿を書くのはどうも・・・」と思われれば、お話を伺ってこちらで記事をまとめます。

「ウチの活動を紹介してみよう」と思われる方は、まずはお気軽にお電話ください。

TEL (0852) 32-4141、メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp
水土里ネット島根「ネットワーク通信」係まで

～担当者の声～

猛暑、大雨、台風さらに地震と様々な自然気象変動にさらされた平成最後の夏も過ぎました。被災地の復旧・復興はまだ緒に就いたばかりと思いますが、マスコミの報道も減る中で私たちの関心も記憶とともに消えるばかりです。何事も「備えあれば憂いなし」といいます。

水・非常食・携帯ラジオ・単1乾電池・携帯の充電器・救急用品・使い捨てカイロ・携帯トイレそして現金・・・など。災害時の対応や備えを地域の皆さんで考え実行してください。(協議会 A)

～多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会

〔事務局〕水土里ネット島根

Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ

Tel 0852-22-6262

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問い合わせ下さい。



南北地区資源・環境を守り隊
(隠岐の島町)